コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SHIZUKI ELECTRIC CO.INC.

最終更新日：2017年6月26日
株式会社指月電機製作所
代表執行役社長　伊藤　薫
問合せ先：常務執行役管理本部長　友松　哲也
証券コード：6994
http://www.shizuki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社はＪＩΣＳ(指月総合マネジメントシステム)を経営の土台とし、如何なる環境の変化にも機敏に適応しうる企業体質を創り、社是を実現させることが企業の社会的責任を果たすものであるとの考えからガバナンスのあり方を根本的に見直し、平成１５年６月に委員会設置会社(現 指名委員会等設置会社)に移行致しました。新しいガバナンス体制のもと「健全で、透明性が高く、効率的な企業体質を創る」ことが、当社の企業価値を高め、ひいては株主を含めたすべてのステークホルダーの利益にかなうものであると認識し、その実現に邁進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1-2-4　株主総会における議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳）
当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の85%程度を行使頂いており、現状議決権行使についての適切な環境は整っていると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、費用も掛かることから引き続き慎重に検討して参ります。
招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率等に留意しつつ、引き続き検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（補充原則1-2-2　招集通知の早期発送と発送前の電子的公表）
当社は、株主の皆様に総会議案の十分な検討期間を確保していただけるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努めております。
招集通知のウェブサイトへの掲載は招集通知発送前に実施しております。

（補充原則1-2-3　株主総会関連　日程の適切な設定）
当社は、株主総会が株主の皆様との直接的な対話の重要な場であると認識しており、招集通知の早期発送や株主通信等を通じて的確な企業情報を提供するよう努めてまいりました。定時株主総会の開催日につきましては、前年度同様にできるだけ集中日を避けて催すよう努めております。

（原則1-4　いわゆる政策保有株式）
当社は、事業の拡大及び維持発展のためには様々な企業との協力関係が不可欠であると考えており、企業価値の向上に向け、事業戦略上の重要性、取引先との関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。
尚、議決権の行使については、投資先の経営方針を尊重したうえで、議案の内容を総合的に検討し、判断を行います。

（原則1-7　関連当事者間の取引）
当社は、取締役及び執行役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会規程において取締役会の決議事項としております。
また、取締役及び執行役並びにその近親者と会社との関連当事者間の取引の有無については、毎年定期的に調査を行っております。

（原則2-4　女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保）
当社では、女性管理職の登用をはじめ、女性社員が結婚・出産した後も引き続いて活躍できるよう、労務及び人事面から様々なサポートを実施しております。
職種面において総合職や一般職といった区別をしておらず、今後とも多様な技能や感性を持つ人材を幅広く登用していく方針であります。

（原則3-1　情報開示の充実）
当社はすべてのステークホルダーから正しく理解され、評価され、信頼されることを目指し法令や規則及び社内規程に従って適切に情報開示を行います。
また、投資判断に影響を与えることが見込まれる情報については、積極的に開示を行います。

(1) 経営理念等
当社のホームページにおいて「社是」「経営ビジョン」「考働指針」を掲載しておりますのでご参照ください。
http://www.shizuki.co.jp

(2) コーポレート・ガナバンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書１の１「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役・執行役の報酬に関する方針と手続き
社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、役員報酬等の決定に関する方針

を決議し、個別に取締役及び執行役の報酬を決定しております。
尚、詳細については当報告書2の1「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役候補の指名及び執行役選任に関する方針と手続き
社外取締役が過半数を占める指名委員会において、指名委員会規程に則り、経営の監督を担うに相応しいかを総合的に検討し、その能力を見極めたうえで取締役候補者を選定し、指名しております。
また、取締役会において、経営の執行を担うに相応しいかを総合的に検討し、その能力を見極めたうえで執行役を選任しております。

(5) 取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
取締役及び社外取締役候補者の指名理由、略歴・担当等につきましては「株主総会招集ご通知」の参考書類及び当報告書2の1「社外取締役に関する事項」をご参照ください。

(補充原則4-1-1 取締役会の役割と執行役に対する委任の範囲)
取締役会は業務執行の監督と経営上の重要事項の決定機能に特化しており、法令に定めのある事項や、取締役会規程に定める決議事項以外の事案については、執行役で構成する執行役会にその権限を委譲しております。

(補充原則4-2-1 取締役・執行役報酬に対するインセンティブ機能の設定)
当社は社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬を決定しており、その内訳は以下の通りであります。
・取締役　　本俸+職務手当
・執行役　　本俸+(職務手当+特別執行手当)×業績考課係数
尚、平成28年度から執行役報酬については、職務手当と特別執行手当に業績考課係数を乗じて評価し、より業績に連動した報酬体系としております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)
当社の取締役会は6名で構成し、うち社外取締役が3名(構成比率50%)であります。社外取締役は取締役会のみならず、指名委員会・報酬委員会・監査委員会等において経営の意思決定に深く関与しており、健全で透明性の高い経営監督体制の構築に尽力しております。

(補充原則4-8-1 独立社外取締役のみを構成員とする情報交換・認識共有のための会合の開催等)
当社は、現在3名の社外取締役全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
尚、独立社外者のみで構成する会合等を通じ、独立社外取締役が自ら執行役との個別ミーティングを実施するなど、業務執行部門に対しても積極的且つ効果的な監督及びアドバイス機能を果たしております。

(補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣との連絡・調整及び連携に係る体制整備)
当社は、3名の社外取締役の緊密な情報交換により、独立役員としての機能に支障がないよう努めております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)
当社における社外取締役の独立性判断基準につきましては、株式会社東京証券取引所が定める判断基準に準拠するものとしております。

(補充原則4-11-1 取締役会の構成・規模と取締役の選任に関する方針・手続き)
当社定款にて、取締役の員数を10名以内と定めております。
また、指名委員会規程に取締役推薦基準を明記し、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、その基準に合致した取締役候補者を指名しております。

(補充原則4-11-2 取締役の兼任状況)
取締役及び執行役並びにそれらの候補者における重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示しております。

(補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価)
執行部門との情報共有や業務執行の監督機能の向上を目的に2015年度下期から経営会議的な位置づけを有する執行役会に社外取締役を含む全取締役が出席し都度活発な議論を行い、取締役会としての機能強化に努めております。
また、引き続き取締役が個々に取締役会の実効性評価を行い、評価内容を議論しております。取締役会の構成や運用については適正と評価しておりますが、経営戦略の策定や経営トップの承継計画等については更に時間をかけて深く審議すべきとの意見が大半であり、重要な事案において取締役会の実効性を確保すべく一層活発な議論を進めて参ります。

(補充原則4-14-2 取締役・執行役に対するトレーニングの方針)
社外取締役には、当社グループの経営理念、事業活動及び組織などに関する理解を深めて頂くため、必要な情報を提供し、工場視察等の機会を設けております。
また、社外を含む取締役、執行役が、その役割及び責務を果たすために必要とする知識を取得するため、社内外の研修、セミナーを活用しております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)
株主や投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会、決算説明会、個別ミーティング等を開催し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めております。
また、建設的な対話を促進する体制として、長期保有を前提とした株主や投資家に対して、執行役、関係部署が連携して対応、情報発信及び意見の収集に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	6,980,754	21.11
株式会社村田製作所	4,471,000	13.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4,291,800	12.98
ノムラ ピービー ノミニーズ ティーケーワン リミテッド	2,156,700	6.52
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,522,000	4.60
株式会社りそな銀行	1,299,216	3.92
株式会社みなと銀行	925,000	2.79
指月協友持株会	832,000	2.51
指月電機製作所自社株投資会	493,361	1.49
株式会社ノーリツ	450,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鳥川光春	他の会社の出身者											
森公利	他の会社の出身者											
谷和義	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
鳥川光春	○	○	○	○	――	当社は鳥川光春氏の豊富な営業経験及び開発企画管理の経験と幅広い知見を当社経営に反映いただくため、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員の要件を完全に充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定致しました。
						当社は森公利氏の豊富な法務、コンプライアンス等の経験と幅広い知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化を期待して、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員の要件を完全

森公利	○	○	○	○	――	に充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定致しました。
谷和義	○	○	○	○	――	当社は谷和義氏の製造業における技術者や経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対する提言をいただくことを期待して、同氏を社外取締役として選任しております。また同氏は独立役員の要件を完全に充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは一切なく、独立役員として適任と判断し指定致しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	1	1	3	社内取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査委員会	4	1	1	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	5名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
伊藤　薫	あり	あり	○	×	なし
足達　信章	なし	なし	×	×	あり
友松　哲也	なし	あり	×	○	あり
小田　敦	なし	なし	×	×	あり
藤原　健吾	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査委員長である常勤の取締役が社内事情に精通しており、更に、監査委員である社外取締役も出社頻度が多く情報共有に努めていることから、現時点では補助すべき取締役や使用人を配置する必要性はないと考えております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、四半期毎に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図り互いに課題認識の摺り合わせを行なっております。平成28年度は計4回の会合を持ちました。
監査委員会と内部監査部門（「執行監査室」）とは、各々監査主体の独立性を維持しつつ、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。
　具体的には、内部監査部門から期初に監査計画（監査方針、実施計画など）の提出を受け、監査委員会の意向も反映したうえで、原則として内部監査にも同席し現場の課題を明確にするとともに監査が適正に実施されているかを確認しております。また、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役は固定報酬を適用しております。
執行役の報酬は平成28年度から「本俸+(職務手当+特別執行手当)×業績考課係数」に変更し、業績への貢献度をより重視したメリハリのある報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別での開示は行っておりません。
取締役、執行役区分での総額表示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針を定め
具体的な基準を示し、報酬を決定します。
2) 上記基本方針に基づき制定された役員報酬規程により、取締役及び執行役の報酬は下記の
構成となります。
ア 取締役　　本俸＋職務手当
イ 執行役　　本俸＋(職務手当＋特別執行手当)×業績考課係数
業績考課は、前年度業績の達成度を基に執行役社長が考課し、報酬委員会で決定します。
3) 取締役報酬
取締役報酬は、執行役に対する監視・監督を健全に機能させるため、業績連動報酬は採用せず
固定報酬としています。
社外取締役の報酬は、別途規準による固定報酬を適用しております。
尚、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しておりません。
4) 執行役報酬
執行役報酬は業績への貢献度を色濃く反映すべく、業績考課制度を導入し、インセンティブ付けを
より明確にした報酬体系に変更しております。
5) 個人別報酬
本俸は取締役及び執行役とも同一報酬額であり、個人別格差はありません。
職務手当は、代表執行役、専務執行役、常務執行役等職責を勘案して設定しております。
6) 役員賞与
役員賞与は報酬委員会が、当期純利益の10%を上限に、会社業績、経営環境及び今後の業績
見通し等を勘案の上、賞与支給金額の原資総額を決定し、各取締役及び執行役に配分するも
のとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局である「総務部門」が社外取締役のサポートを行っております。
具体的には、原則毎月開催する取締役会資料として「事業業績・事業収益・事業計画の進捗状況等の月次進捗報告書」を提出しております。
また、社外取締役が過半数を占める各委員会の開催にあたっては事前に報告書や説明資料を準備する等積極的な情報提供を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能図（コーポレート・ガバナンス体制図）を巻末に添付しております。

1.当社は平成15年6月に「委員会等設置会社（現　指名委員会等設置会社）」に移行し、業務の執行機能と監督機能を分離すると共に、取締役会の監督機能を強化 して、客観性と透明性の高い経営の実現を目指しております。平成28年度におきましては、取締役6名のうち3名は社外取締役であります。

2.各委員会、組織の概要

・「取締役会」は社内、社外取締役全員で構成し、原則毎月開催で経営の意思決定、業務執行の監督を行っております。
平成28年度は16回開催しました。

・「指名委員会」は社外取締役2名、社内取締役1名で構成し、取締役の選任、解任議案を株主総会へ上程する職務を担っております。平成28年度は2回開催しました。

・「監査委員会」は社外取締役2名、社内取締役1名で構成し、会計監査人や執行監査室と連携したグループ各会社の監査実務や改善要請事項の申入れ、会計監査人の選解任に関する審議等の職務を担っております。
平成28年度には14回開催しました。
監査委員会の職務を補助する組織として「監査委員会室」を設け、執行役の指揮命令に服さない専属の使用人を配置できるよう規定しております。（H28年度は配置しておりません）

・「報酬委員会」は社外取締役2名、社内取締役1名で構成し、取締役・執行役の報酬を決定しております。平成28年度は5回開催しました。

・各委員会構成メンバーの選定については、取締役としての見識や経験を勘案の上取締役会において検討を行い決定しております。

・「執行役会」は執行役全員（平成28年度5名）で構成し、代表執行役社長が取締役会から委譲された経営事案を多面的な検討を経て慎重に決定するための諮問機関として位置づけております。
平成28年度は13回開催しました。

・「執行監査室」は執行部門の内部監査組織として設置し、監査結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告しております。

3.監査の状況

・「監査委員会」と「執行監査室」とは、各々監査主体の独立性を維持しつつ、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるべく活動しております。具体的には「監査委員会」は「執行監査室」から期初に監査計画の提出を受け、監査委員会の意向も反映させるとともに、原則として執行監査室が行う内部監査にも同席し、現場の課題を明確にするとともに、監査が適正に実施されているかを検証しております。
また、「監査委員会」として代表執行役社長に監査結果を報告するとともに、改善要請事項の申入れを行っております。

・「会計監査人監査」は有限責任監査法人トーマツが当社及び子会社の監査を実施しております。監査結果は代表執行役のみならず「監査委員会」に対しても報告されております。

監査に従事した会計士は下記の通りであります。　　（平成28年度）
指定有限責任社員　木村文彦　　有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員　矢倉幸裕　　有限責任監査法人トーマツ
※継続関与年数については全員7年以内である
監査業務に関る補助者の構成
公認会計士4名　その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成15年6月に委員会設置会社（現　指名委員会等設置会社）に移行し、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の改革を行い、経営の監督と業務の執行を明確に分離し「健全で、透明性が高く、効率的な経営」の実現を目指しております。

また、取締役会の内部機関として各々3名の取締役（内2名は社外取締役）にて構成する指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、中立的な視点から当社経営に対し助言と監督を行うことで、客観性と透明性の高い経営の実現を目指しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月26日に開催した当社定時株主総会では2017年6月8日に株主総会招集通知を発送しました。
その他	1)報告事項を大型スクリーンでビジュアルな表示・説明を行い、株主に理解しやすい工夫をしております。また、株主総会終了後、株主と懇親できる場を設け対話に心掛けております。 2)招集通知をカラー印刷で作成し、株主様がわかりやすく、読みやすいものとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算終了後、東京において説明会を実施しております。 また、アナリスト・機関投資家向けに個別に開示された決算の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時適切な情報開示の観点から、経営・事業・決算情報・環境・社会活動等を掲載しております。 IRに関するURL　http://www.shizuki.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署　総務部　広報グループ IR担当役員　常務執行役管理本部長　友松　哲也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「法令遵守」「内部統制システムの整備・運用」「社会・地域貢献」「環境保全活動」などの取組みを展開・実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムを構築し、運用する目的を「業務の有効性と効率性」「財務情報、その他の企業情報の信頼性の確保」「コンプライアンス（倫理、遵法）及びリスク管理」「資産保全」と定義し、その構築、整備、運用に努めております。

具体的には、代表執行役社長の直轄部門である執行監査室を中心に、関連部署からその委嘱を受けた専門的知識を持つ担当者が協力して、本社各部署並びにグループ会社の内部統制監査を実施し、内部統制システムのレベルアップを図っております。

1．「内部統制規程」を定め

1） 発生したリスクへの対処ではなく、リスクを発生させない予防システムの構築と運営に重点を置いた方針としています。

2） 組織、職位毎に内部統制の役割と責任を明確にしています。

3） 内部通報に対する受付窓口を社内・社外に設け、内部統制のモニタリング機能を補完するものとして活用し、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。また、通報者及び調査への協力者に対し不利益が生じないよう「内部通報規程」で対応を厳格に定めております。

2．「コンプライアンス憲章（考働規範と考働基準）」を制定し

1） 遵法の徹底

2） 会社の価値観・倫理観に基づく考働

3） 自ら厳しく自己管理できる自律的な組織風土の醸成

4） 透明性の確保による適切な牽制関係の確立を、実効あるものとする体制づくりを推進しております。

3．内部統制の運用については

1） 職務権限と責任を明確に規定し

2） 組織毎のミッションや業務プロセスを評価・管理・牽制し

3） モニタリング機能により、内部統制システムの有効性を組織的に監視することでPDCAのサイクルを回し、レベルアップを図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な企業活動を遂行するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

「反社会的勢力排除に向けた整備状況」

警察・弁護士等の外部の専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報を収集・管理する体制となっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では「買収防衛策」については特に定めておりません。
当社はCSR経営を実践することで、社是の実現を目指し、企業価値を向上させることが、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益にかなうものであると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に、記載すべき事項はありません。

コーポレート・ガバナンス体制図

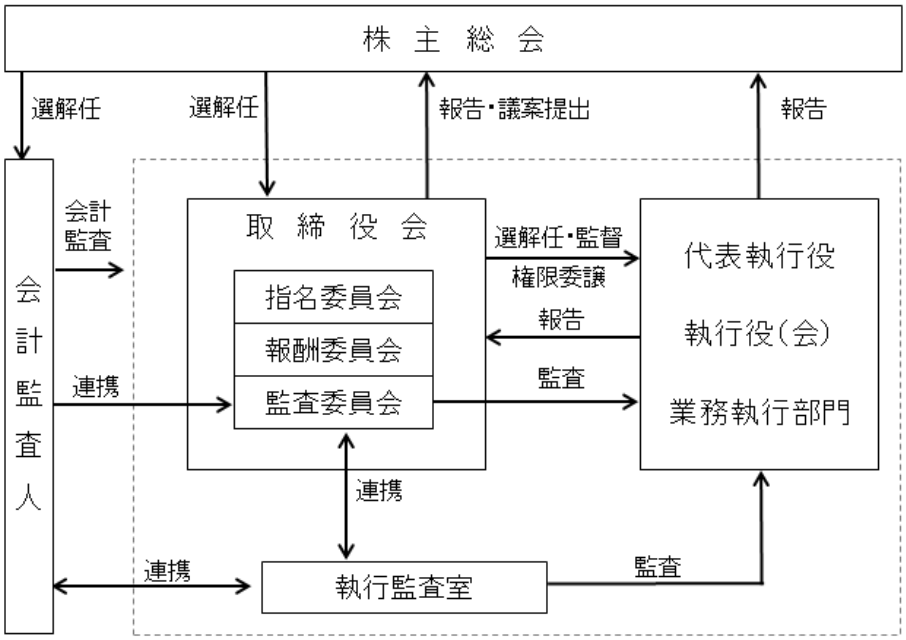

（適時開示に係る社内体制の概要図）

